

太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書（案）

北茨城市（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、北茨城市〇〇町地内において行う太陽光発電事業について、良好な地域環境及び安全な市民生活を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（基本姿勢）

第1条 乙は、北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例（平成29年北茨城市条例第23号（以下「市条例」という。））に規定する確認を受けた計画書の内容を遵守するとともに、この協定書により定められた事項を遵守しなければならない。

第1章 太陽光発電施設の維持及び管理に関する事項

（景観等の保持）

第2条 乙は、事業実施のための工事着手後又は事業開始後に、周辺の土地利用形態が設置時と異なる状態になった場合においても、景観及び近隣への配慮を行うよう努めるものとする。

（緑地の管理）

第3条 乙は、事業区域内の森林及び緑地について、良好な維持管理に努めるとともに、樹木が枯損した場合は、その都度樹木を補植するものとする。

2 乙は、事業区域内にある樹木を伐採しようする時は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（防災施設等の管理等）

第4条 乙は、事業の施行により事業周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出、その他災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令の規定に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 乙は、設置する調整池、防災施設、擁壁、法面等（以下「防災施設等」という。）について、常に細心の注意をもってその維持管理に努めるものとする。

3 乙は、防災施設等に異常を検知したときは、直ちにその状況を甲及び地域住民並びに関係機関に通報するものとする。

（発電設備等の管理等）

第5条 乙は、太陽電池モジュールの架台、基礎及び部材間の各接合部等は、稀に起こる地震、暴風、大雪に対処できる措置を講ずるものとする。

2 乙は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）」に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定の際に定めた保守点検及び維持管理計画に則って、確実に保守点検及び維持管理を実施し、その内容を記録・保管するものとする。

第2章 環境の保全及び公害の防止に関する事項

(公害の防止)

第6条 太陽電池モジュールが破損、飛散したときは、有害物質等の漏洩防止のため、直ちに水との接触を避ける措置を講ずるものとする。

2 乙は、施設、装置等から発生する騒音及び振動により、人に不快感を与えたり、物に被害を与えたりすることのないよう適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、資材等運搬車輛や重機等を用いる作業を実施するとき（緊急時及び人の生命の危険を防止するときを除く。）は、騒音の発生抑制に努めるものとする。

4 甲及び乙は、地域住民から当該事業に起因すると考えられる障害の申出があったときは、直ちにその状況を調査するとともに、乙は誠意をもってこの原因究明に努めるものとする。

(農薬の使用制限)

第7条 乙は、事業区域内において除草用等として農薬を使用するときは、当該事業区域の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮した上で農薬を選定し、下流水域に水道水源や養魚場等の利水施設が存するときには、魚毒性が強いもの等の使用を避けるよう努めるものとする。

(廃棄物の処理及び安全管理)

第8条 乙は、太陽電池モジュール等の破損により不要物が生じたときは、速やかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき適正に処理するものとする。また、処理を他のものに委託するときは、廃棄物処理法に規定する優良産業廃棄物処理業者認定制度における認定を受けたものを選定するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の処理までに事業区域内に廃棄物を保管するときは、廃棄物が飛散し、又は土壤汚染等が発生しないよう、屋内に保管するか遮水性のあるシートで覆う等適切な措置を講ずるものとする。

(関連企業に関する責務)

第9条 乙は、関連企業に対し事業区域内及びその周辺において、公害等を発生させないよう積極的な指導、監視に努めるものとする。

第3章 太陽光発電施設の災害時及び廃止時の措置に関する事項

(災害時の措置)

第10条 乙は、落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等により太陽光発電施設及び防災施設等が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、人命を最優先とし、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(連絡体制の整備)

第11条 乙は、通常時及び緊急時の関係機関への連絡体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。また、連絡体制に変更が生じたときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

(災害時及び廃止後の措置のための費用の確保)

第 12 条 乙は、災害時の措置並びに発電事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的に資金の積み立てを行うものとする。また、この積み立てには、再エネ特措法施行規則の規定により太陽光発電施設の設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の〇%以上を毎年積み立て、〇年以内に建設費の 5% 以上を確保するものとする。

2 乙は、前項に規定する資金の積み立ての状況を、12 ヶ月ごとに甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する報告には、報告日以降の積み立て計画も併せて甲に報告するものとする。

第 4 章 その他に関する事項

(地元産業振興への協力)

第 13 条 乙は、施設運営に伴って必要となる業者の選定、従業員の採用、物資の購入については、甲の地元産業振興に寄与するよう努めるものとする。

(立入調査)

第 14 条 甲は、この協定に定める事項について、必要があるときは、乙に対し報告を求め、事業区域内に立入調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、乙の関係人に提示するものとする。

(違反時の措置)

第 15 条 甲は、乙が協定に違反したときは、直ちに必要な改善措置をとるべきことを指示することができるものとする。

2 乙は、前項の指示があったときは、甲の承認を得た上で、速やかに改善措置を実施するものとする。

(権利譲渡)

第 16 条 乙は、当該事業にかかる権利を第三者（以下、当該第三者を「承継者」という。）に譲渡するときは、事前に承継者に当協定書を提示し、協定を遵守する旨の書面を甲に提出させるものとする。

2 乙は、当該事業にかかる権利を承継者に譲渡するときは、第 12 条に基づいて積み立てした額と同額を承継者においても新たに確保させなければならない。

(その他)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地
北茨城市長 豊田 稔

乙 住所
事業者名
代表者名